（販売の目的）

第二十三条　法第二十四条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。ただし、*Accipiter gentilis fujiyamae*（オオタカ）にあっては、第一号イ及びハ並びに第二号イ及びトに掲げるものに限る。

一・二　（略）

（輸出の場合に適法捕獲証明書等を添付すべき鳥獣等）

第二十五条　法第二十五条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次に掲げるものとする。

一　鳥獣　次の表に掲げる鳥獣

科名	種名
動物界	
一　鳥綱	
（一）　きじ目	
きじ科	*Syrmaticus soemmerringii*（ヤマドリ）
（二）　かも目	
かも科	*Aix galericulata*（オシドリ）
（三）　すずめ目	
しじゅうから科	*Poecile montanus*（コガラ）
	Poecile varius（ヤマガラ）
	Periparus ater（ヒガラ）
ひばり科	*Alauda arvensis*（ヒバリ）
うぐいす科	*Cettia diphone*（ウグイス）
めじろ科	*Zosterops japonicus*（メジロ）
ひたき科	*Turdus naumanni*（ツグミ）
	Luscinia akahige（コマドリ）
	Luscinia calliope（ノゴマ）
	Luscinia cyane（コルリ）
	Ficedula narcissina（キビタキ）
	Cyanoptila cyanomelana（オオルリ）
あとり科	*Chloris sinica*（カワラヒワ）
	Carduelis spinus（マヒワ）
	Loxia curvirostra（イスカ）
	Pyrrhula pyrrhula（ウソ）

（販売の目的）

第二十三条　法第二十四条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。ただし、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）にあっては、第一号イ及びハ並びに第二号イ及びトに掲げるものに限る。

一・二　（略）

（輸出の場合に適法捕獲証明書等を添付すべき鳥獣等）

第二十五条　法第二十五条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次に掲げるものとする。

一　鳥獣　次の表に掲げる鳥獣

科名	種名
動物界	
一　鳥綱	
（一）　きじ目	
きじ科	ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）
（二）　かも目	
かも科	オシドリ（アイクス・ガレリクラタ）
（三）　すずめ目	
しじゅうから科	コガラ（ポエキレ・モンタヌス）
	ヤマガラ（ポエキレ・ヴァリウス）
	ヒガラ（ペリパルス・アテル）
ひばり科	ヒバリ（アラウダ・アルヴェンスィス）
うぐいす科	ウグイス（ケティア・ディフォネ）
めじろ科	メジロ（ゾステロプス・ヤポニクス）
ひたき科	ツグミ（トゥルドゥス・ナウマンニ）
	コマドリ（ルスキニア・アカヒゲ）
	ノゴマ（ルスキニア・カルリオペ）
	コルリ（ルスキニア・キュアネ）
	キビタキ（フィケドゥラ・ナルキスィナ）
	オオルリ（キュアノプティラ・キュアノメラナ）
あとり科	カワラヒワ（クロリス・スィニカ）
	マヒワ（カルドゥエリス・スピヌス）
	イスカ（ロクシア・クルヴィロストラ）
	ウソ（ピュルルラ・ピュルルラ）